平成３０年（フ）第５１４号
愛知県津島市青塚町１丁目68番地　メイツ青塚801号
債務者　田村　拓土
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富田　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７号
福岡県久留米市大石町574番地１　サンライフコーポＡ棟102号
債務者　内野　雅晴
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第５８号
福岡県久留米市長門石３丁目１番45号
債務者　内野　照美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６８号
福岡県久留米市荒木町白口2324番地４　古賀第１ビル402号、前住所福岡県久留米市城島町江上上216番地１
債務者　杉　　成子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野智恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６６号
名古屋市守山区川西２丁目1401番地　川西マンション202号、従前の住所名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地６棟1007号
債務者　渡邊　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　環樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４９３号
名古屋市天白区原１丁目1209番地　ホワイトキャッスル平針Ⅱ　110号
債務者　岩田三千雄
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９９号
盛岡市月が丘３丁目７番５－402号
債務者　佐々木　篤
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１４号
新潟県糸魚川市大字寺地2051番地
債務者　新井　正樹
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２０４２号
名古屋市名東区一社４丁目68番地　チュリス一社305号
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６４号
愛知県日進市浅田平子３丁目125番地　ラフォーレ若竹105
債務者　朝日奈洋子音楽事務所こと　朝日奈洋子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７８号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目140番地、従前の住所愛知県尾張旭市井田町３丁目197番地もちの木ハイツＰａｒｔ６－101
債務者　竹内　加奈（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０５号
名古屋市名東区本郷２丁目43番地　コーポ伊藤102号
債務者　竹本　春美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６１号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘17棟404号、従前の住所愛知県日進市米野木町北山１番地153
債務者　山本　浩子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９３３号
大阪市旭区生江２丁目９番23号　ロイヤルコーポアサヒ　201
債務者　芝崎　優介
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９４７号
大阪市旭区新森１丁目４番35号　水交社601号
債務者　小野亜梨沙
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部